

平成27年9月

# 人事行政の運営等の状況

和歌山県

# 目 次

## I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員の職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の給与の状況	5
(1)総括	
(2)給与制度の総合的見直しの実施状況	
(3)一般行政職給料表の状況	
(4)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(5)一般行政職の級別職員数等の状況	
(6)職員の手当の状況	
(7)特別職の報酬等の状況	
(8)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	24
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	25
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	27
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の勤務形態	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
(6)配偶者同行休業の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	28
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	35
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	36
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数	

## II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	-----	37
(1) 採用試験の状況(平成26年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
(2) 昇任の状況(平成26年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	-----	41
(1) 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要		
ア 民間給与と職員給与との比較		
イ 平成26年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定(平成26年度改定)		
ウ 給与制度の総合的見直し(平成27年度以降改定)		
エ 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与		
オ 公務運営の改善		
(2) 報告資料		
ア 職員の給与		
イ 民間の給与		
ウ 職員の給与と民間の給与との比較		
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	-----	55
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	-----	55

# I 人事行政の運営状況

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成27年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性
I種			
一般行政職	58	56	17
情報職A	3	3	0
情報職B	0	0	0
総合土木職	10	9	0
建築職A	2	2	0
建築職B	1	1	0
電気職	2	1	0
化学職	1	1	0
農学職	7	7	2
林学職	3	3	0
水産職	2	2	0
警察事務職	6	6	3
小計	95	91	22
II種			
小計	0	0	0
III種			
一般事務	3	2	0
土木	1	1	1
学校事務職	9	7	3
警察事務職	5	3	2
小計	18	13	6
教員			
小学校教員	166	166	106
中学校教員	105	106	49
高等学校教員	66	57	24
特別支援学校教員	34	34	26
養護教員	16	15	15
寄宿舎指導員	2	2	1
実習助手	2	1	1
小計	391	381	222
警察官			
警察官A 男性一般	66	58	0
警察官A 女性一般	14	13	13
警察官A 男性武道	2	2	0
警察官B 男性	50	49	0
警察官B 女性	7	7	7
小計	139	129	20
資格免許等			
医師	7	7	0
社会福祉士	3	3	1
臨床心理士	1	1	1
精神保健相談員	4	4	3
獣医師	4	4	0
薬剤師	2	2	0
保健師	3	2	2
臨床検査技師	1	1	1
学校栄養職員	2	1	1
研究員	1	1	0
職業訓練指導員	1	1	0
看護師	5	5	3
船舶職員	1	1	0
専任教員	2	2	2
体育指導員	7	7	2
県立博物館学芸員	1	1	1
小計	45	43	17
合計	688	657	287

(平成26年度:平成26年4月1日～平成27年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性
I種		
一般行政職	53	16
情報職	2	0
総合土木職	11	0
建築職A	2	0
建築職B	1	1
電気職A	0	0
電気職B	1	0
化学職A	1	0
化学職B	1	0
農学職	6	4
林学職	3	1
水産職	3	0
学校事務職	5	2
警察事務職	9	6
小計	98	30
II種		
小計	0	0
III種		
一般事務	2	0
土木	1	0
学校事務職	16	10
警察事務職	4	3
小計	23	13
教員		
小学校教員	160	94
中学校教員	96	48
高等学校教員	54	20
特別支援学校教員	30	19
養護教員	14	14
寄宿舎指導員	2	1
小計	356	196
警察官		
警察官A 男性一般	85	0
警察官A 女性一般	23	23
警察官A 男性武道	2	0
警察官B 男性	75	0
警察官B 女性	14	14
小計	199	37
資格免許等		
医師	7	2
社会福祉士	4	3
臨床心理士	2	1
精神保健相談員	2	1
獣医師	1	1
薬剤師	2	0
保健師	3	3
栄養士	1	1
診療放射線技師	1	0
研究員	2	2
看護師	5	5
専任教員	4	3
学校栄養職員	2	2
体育指導員	11	2
県立自然博物館学芸員	1	1
県立近代美術館学芸員	1	0
航空整備士	1	0
小計	50	27
合計	726	303

(2)退職者数 (平成26年度) (単位:人)

区分	合計	定年退職		勸奨退職	普通退職		その他			
		勤務延長後の退職	(定年前希望退職を含む)	在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
一般行政職	130	64	27	33	9		2		4	
研究職	9	8		1						
医療職	24	9	7	8	2					
技能労務職	26	20	4	2						
教育職	536	284	159	86	61		2		5	
警察職	129	51	19	57	27		1		1	
合計	854	436	216	187	99	0	5	0	10	

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)  
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

## (3)再任用職員の採用・離職状況

(平成26年度)

(単位:人)

区分	合計	再任用職員数										合計	再任用職員の離職者数								
		常時勤務職員		短時間勤務職員		15時間30分以上 19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上 23時間15分未満		23時間15分以上 27時間7分30秒未満			7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上 31時間以下		常時勤務職員	短時間勤務職員			
		任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新		任期満了	任期満了							
一般行政職	168	142	16	3	152	139			152	139					40	27		40	27		
研究職	9	8			9	8			9	8					5	5		5	5		
医療職	11	9	2		9	9			9	9				3	2	1		2	2		
技能労務職	43	35	7	2	36	33							36	33	15	13	2	2	13	11	
教育職	86	44	86	44											24	7	24	7			
警察職	33	17	17	2	16	15			16	15					16	9	7	1	9	8	
合計	350	255	128	51	222	204	0	0	0	186	171	0	0	36	33	103	63	34	10	69	53

## (4)再任用職員の数

(平成27年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合計	再任用職員数																		
		常時勤務職員		短時間勤務職員		15時間30分以上 19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上 23時間15分未満		23時間15分以上 27時間7分30秒未満		7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上 31時間以下						
		任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新						
一般行政職	157	120	19	6	138	114			138	114										
研究職	8	4	2		6	4			6	4										
医療職	13	7	2		11	7			11	7										
技能労務職	40	23	7		33	23									33	23				
教育職	123	62	119	62	4	4														
警察職	34	17	24	10	10	7			10	7										
合計	375	233	173	78	202	155	4	0	0	165	132	0	0	33	23					

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成27年4月1日現在)

(単位:人)

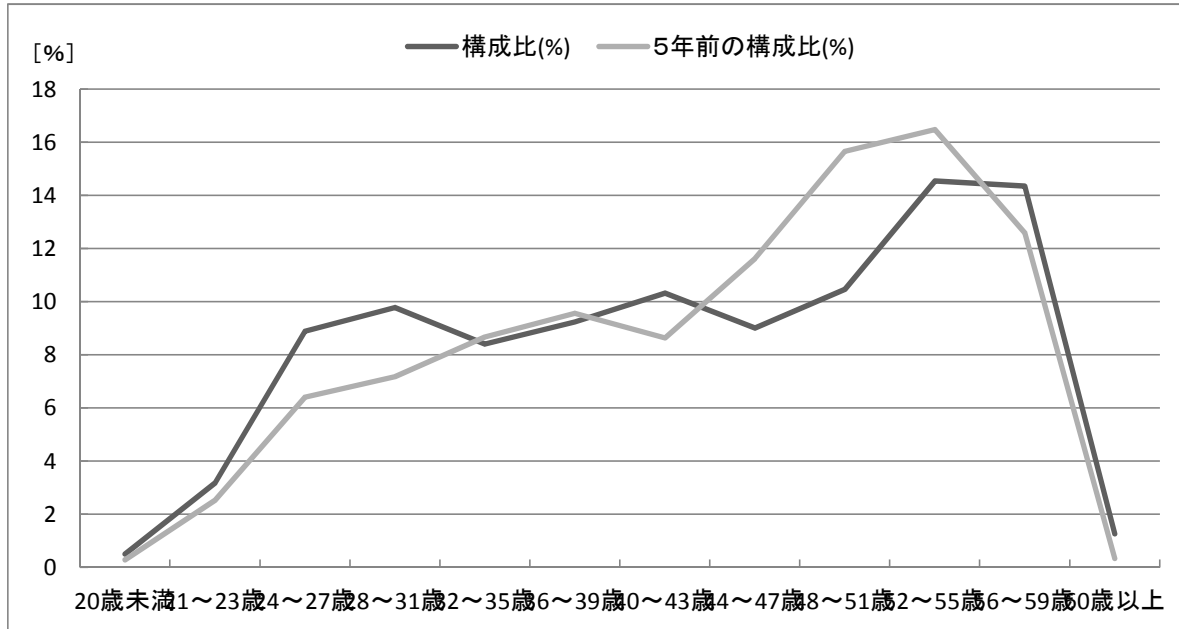
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	32	31	▲1	・紀の国わかやま国体開催準備 ・子ども・女性・障害者相談センター体制強化 ・空き家対策 ・切目川ダム完成に伴う事務所廃止
	総務企画	803	807	▲4	
	税務	155	157	▲2	
	民生	315	324	▲9	
	衛生	449	441	▲8	
	労働	52	53	▲1	
	農林水産	761	755	▲6	
	商工	235	233	▲2	
	土木	783	774	▲9	
	小計	3,585	3,575	▲10	
教育部門	8,956	8,868	▲88	統廃合及び児童生徒数の減少による定数減	
警察部門	2,483	2,511	▲28	採用者及び再任用者の増加	
小計	15,024	14,954	▲70	(参考:人口10万人当たり職員数 1489.88 人)	
公営企業等	病院	162	158	▲4	
	その他	46	46	0	
	小計	208	204	▲4	
合計		15,232	15,158	▲74	(参考:人口10万人当たり職員数 1,510.2 人)
		[16,222]	[16,130]	[▲92]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	77人	482人	1,348人	1,483人	1,275人	1,401人	1,566人	1,366人	1,588人	2,204人	2,176人	192人	15,158人

### (7) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間 の増減数(率)	
一般行政	3,552	3,546	3,542	3,542	3,585	3,575	23	(0.6%)
教育	9,414	9,300	9,176	9,038	8,956	8,868	▲ 546	(▲5.8%)
警察	2,476	2,470	2,467	2,482	2,483	2,511	35	(1.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	15,442	15,316	15,185	15,062	15,024	14,954	▲ 488	(▲3.2%)
公営企業等会計計	246	200	207	204	208	204	▲ 42	(▲17.1%)
総合計	15,688	15,516	15,392	15,266	15,232	15,158	▲ 530	(▲3.4%)

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況(普通会計決算)

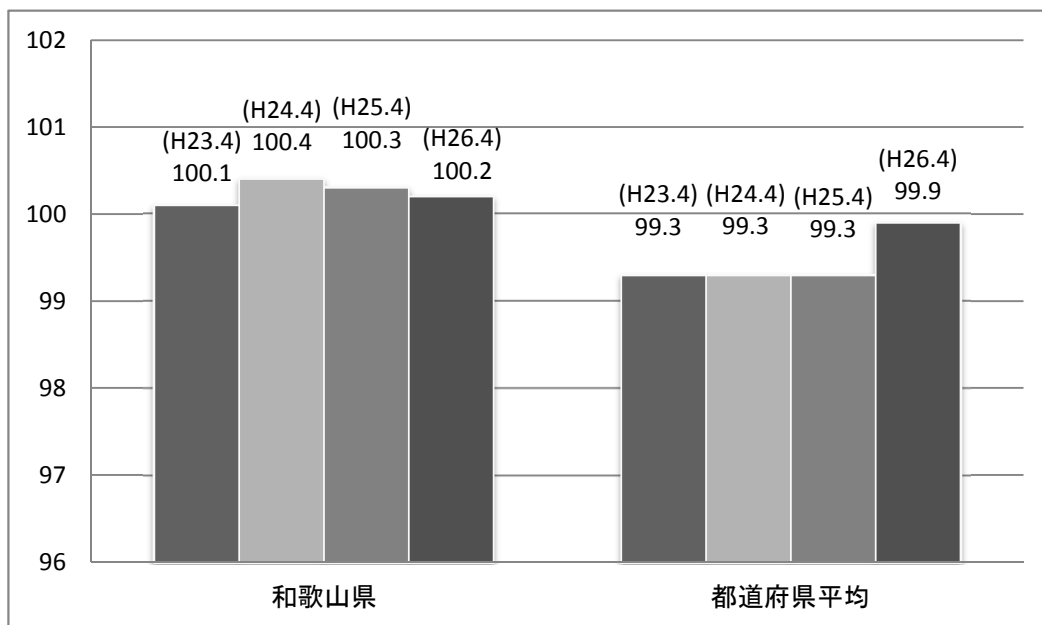
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	1,003,730	541,519,552	4,808,395	144,017,650	26.6	24.1

#### イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	15,023	65,957,048	11,650,130	24,631,710	102,238,888	6,805

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。



## エ 給与改定の状況

### (ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 373,379	円 371,019	円 2,360	% 0.29	% 0.29	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

### (イ) 特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.08	月 3.95	月 0.13	月 0.15	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (2) 給与制度の総合的見直しの実施状況

### ① 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置（現給保障）を実施

### ② 地域手当の見直し

平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとしており、平成27年度の支給割合は、次のとおり。

		平成26年度 支給割合	平成27年度 支給割合
和歌山市	国	3%	4%
橋本市	和歌山県	3%	4%
その他の 県内市町村	国	0%	0%
	和歌山県	0%	0%

### ③ その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

## (3) 一般行政職給料表の状況(平成27年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
最高号給の 給料月額	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	405,900	442,600	466,300	525,200

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.2 歳	333,452 円	413,374 円
技能労務職	53.7 歳	313,527 円	340,190 円
うち用務員	53.0 歳	317,782 円	344,193 円
うち運転業務員	60.2 歳	265,056 円	292,415 円
うち守衛	60.2 歳	220,900 円	233,936 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	44.3 歳	377,932 円	426,846 円
小・中学校(幼稚園)教育職	44.4 歳	368,708 円	410,362 円
警 察 職	37.8 歳	310,464 円	423,901 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国	
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	総合	181,200 円
			一般	174,200 円
	高 校 卒	146,500 円	142,100 円	
技能労務職	高 校 卒	144,200 円	-	
高等学校教育職	大 学 卒	201,900 円	-	
小・中学校教育職	大 学 卒	201,900 円	-	
警 察 職	大 学 卒	199,500 円	202,300 円	
	高 校 卒	167,000 円	163,800 円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

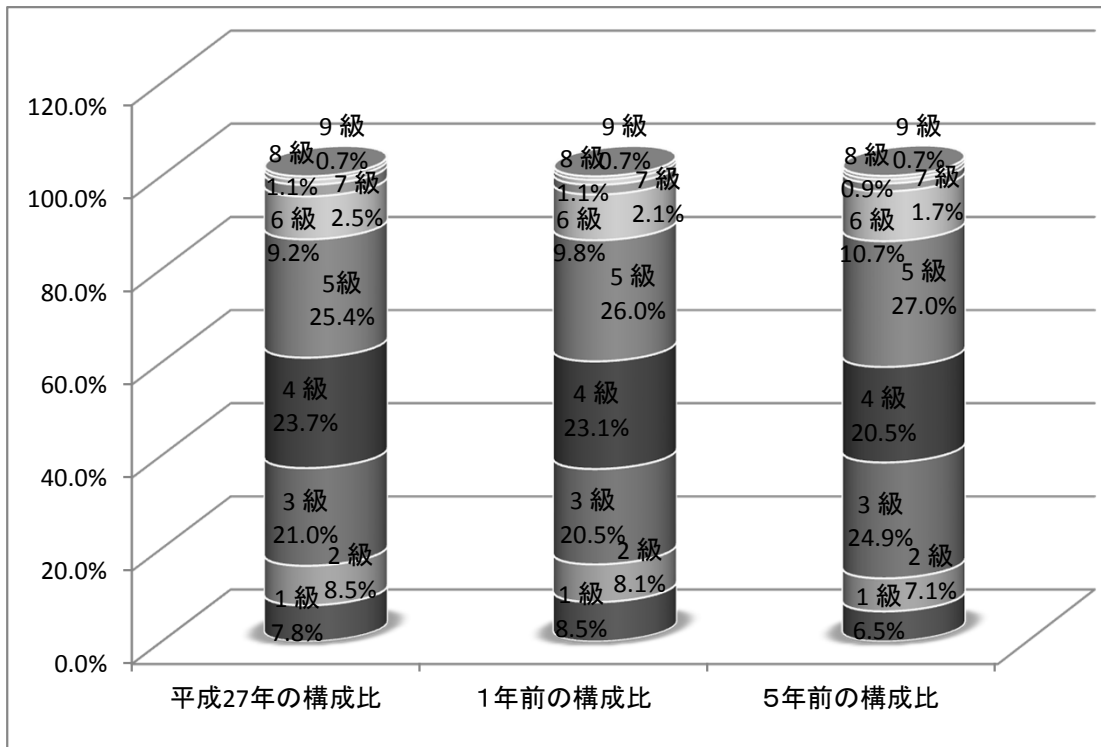
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,225 円	362,216 円	386,636 円	404,309 円
	高 校 卒	223,630 円	313,560 円	338,365 円	377,042 円
技能労務職	高 校 卒	円	円	円	312,619 円
高等学校教育職	大 学 卒	313,148 円	392,994 円	421,882 円	437,390 円
小・中学校教育職	大 学 卒	313,791 円	391,515 円	410,276 円	426,159 円
警 察 職	大 学 卒	279,086 円	368,745 円	389,491 円	418,220 円
	高 校 卒	244,476 円	347,742 円	377,607 円	410,150 円

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	28人	0.7%
8級	局長	45人	1.1%
7級	参事・課長	105人	2.5%
6級	課長・副課長	383人	9.2%
5級	課長補佐・班長・主任	1,057人	25.4%
4級	主査	986人	23.7%
3級	主査・副主査	875人	21.0%
2級	主事・技師	355人	8.5%
1級	主事・技師	326人	7.8%
計		4,160人	100.0%

- (注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## イ 昇給への勤務成績の反映状況

### 1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

### 2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付けし、実施しその評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～7号給)を決定しています。

平成27年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

#### ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	0.0%	100.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	34.7%	65.3%	0.0%

#### イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	30.1%	69.8%	0.1%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	18.2%	81.4%	0.4%

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

## (6) 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,594 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当2.2月分、勤勉手当1.9月分である。

【参考】勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

平成17年6月勤労手当分から、全職員を対象に評定期間（6月勤労：12月2日～6月1日、12月勤労：6月2日～12月1日）の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務成績を評定しています。

2 勤労手当への勤務成績の反映状況

全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率（特に優秀、優秀、良好（標準）、特に不良）を判定しています。

平成26年12月支給の勤労手当の実績は次のとおりです。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	129.5/100 ～114.5/100	99.5/100	85.5/100
人員分布率	20.3%	79.7%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	109.5/100 ～94.5/100	79.5/100	65.5/100
人員分布率	35.0%	64.9%	0.1%

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

和歌山県				国			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445	月分	25.55625	勤続20年	20.445	月分	25.55625
勤続25年	29.145	月分	34.5825	勤続25年	29.145	月分	34.5825
勤続35年	41.325	月分	49.590	勤続35年	41.325	月分	49.590
最高限度額	49.590	月分	49.590	最高限度額	49.590	月分	49.590
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分				退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～95,400円)の60月分			
(退職時特別昇給 なし )				(退職時特別昇給 なし )			
1人当たり平均支給額		370	千円	1人当たり平均支給額		23,612	千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		1,189,812 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		142,305 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	37 人	18 %
神奈川県横浜市	13 %	1 人	13 %
神奈川県川崎市	13 %	2 人	13 %
神奈川県伊勢原市	10 %	4 人	10 %
滋賀県大津市	10 %	4 人	10 %
京都府京都市	10 %	2 人	10 %
大阪府大阪市	15 %	6 人	15 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
大阪府門真市	15 %	5 人	15 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	10 %	1 人	10 %
兵庫県三木市	3 %	5 人	3 %
和歌山市	4 %	6,595 人	4 %
橋本市	4 %	833 人	4 %
上記以外の市町村	0 %	7,613 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	27 人	15 %
平均支給率		2.1 %	2.1 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		765,713 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		88,624 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		52.2 %		
手当の種類(手当数)		44		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	3,151 千円	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	22 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	ポンプ操法訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	147 千円	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	10,942 千円	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	294 千円	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	176 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、福祉保健部健康局業務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査（患者に直接接する場合に限る。）、診察の立会い、入院措置のための移送	171 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等	29,363 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 (3,800円) 2～4時間未満 2,900円 (3,400円) 2時間未満 2,000円 (2,400円) ※( )内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境生活部環境政策局環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	16 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	92 千円	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	2 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事した職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業  警戒区域  帰還困難区域  居住制限区域  計画的避難区域	5,388 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円  屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円 屋外 日額 5,000円 屋内 日額 1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事 手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	593 千円	日額300円
	自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	30 千円	時間400円
火薬類等災害調査 手当	総務部危機管理局危機管理・消防課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	2 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,163 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱 手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	15 千円	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	5,689 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	1,398 千円	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	649 千円	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する道路整備員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	6,604 千円	日額500円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	0 千円	日額700円
定時制課程等事務 手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	210 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	7,941 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	419 千円	日額300円
教育業務連絡指導 手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	54,653 千円	日額200円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当（兼務）する業務	2,046 千円	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等（2時間以上）	699 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	401,683 千円	①(7) 児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額6,400円 (1) 児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額6,000円 ②(7) 修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額3,400円 (1) 部活動で休日等に行うもの 日額2,400円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	65,825 千円	日額 560円（国内） 日額1,100円（国外）
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	15,472 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	19,795 千円	(1) 交通事故捜査・検問 日額 560円（昼間） 日額 840円（夜間） 日額 840円（昼間・高速上） 日額 1,260円（夜間・高速上） (2) 交通取締用自動二輪 日額 560円（白バイ） (3) 上記以外 日額 310円 日額 460円（高速上）
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	32,454 千円	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,934 千円	日額 280円（現場以外） 日額 560円（現場）
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	21,098 千円	(1) 検視・検証 1 体 1,600円 (2) 検視・検証（損傷著しい死体） 1 体 3,200円 (3) 検視・検証（検視官・刑事調査官） 1 体 3,200円 (4) 解剖補助 1 体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	9,879 千円	日額 320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	56,509 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	10 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等 処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害 の危険がある区域での作 業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害 調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	0 千円	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において行う業務	1,829 千円	1回 1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	31 千円	1時間 400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	1,842 千円	1時間 1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額が限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	4,293 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	0 千円	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	185 千円	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1) 銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2) 銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3) 銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4) (1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5) (2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6) 暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円 (7) 保護対策としての固定警戒等 日額 820円

### オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	2,486,673 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	368 千円
支給実績(平成25年度決算)	2,375,035 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	354 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

### カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,786,913 千円	242,491 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		816,384 千円	322,681 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 412,200円	異なる	21年以上について、国と異なる支給額を適用	101,594 千円	3,762,722 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 <sup>キロメートル</sup> 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2) 四輪 2,000~24,500円	1,720,063 千円	132,343 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員（異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。） 26,000円＋加算額（6,000～58,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100 <sup>キロメートル</sup> 以上の場合に加算）	同じ		97,418 千円	355,540 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1 級地 4,000円/月 2 級地 7,000円/月 3 級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1 級地 4% 2 級地 8% 3 級地 12%	5,256 千円	57,757 円
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3 級地 8% 2 級地 6% 1 級地 4% 準ずる学校 2%			81,933 千円	221,440 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	353,847 千円	190,959 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6 時間以下 6,000～12,000円 6 時間超 9,000～18,000円	同じ		3,968 千円	46,682 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		178,454 千円	71,182 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×時間数（年末年始は、1 時間当たりの給与額×1.5×時間数）	異なる	年末年始の支給割合	535,078 千円	161,997 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		1,104,660 千円	714,990 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員	同じ		2,469 千円	59,245 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて3,900～15,900円を支給			568,424 千円	70,938 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%（管理職手当受給者は4%）を支給			45,786 千円	260,146 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%（定時制通信教育手当受給者は3%）を支給			43,887 千円	241,139 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給			3,610 千円	65,644 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給	同じ		0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	知事	1,137,400 円	(1,210,000)円
	副知事	893,000 円	(950,000)円
	教育長	750,000 円	( )円
報酬	議長	950,000 円	( )円
	副議長	810,000 円	( )円
	議員	770,000 円	( )円
期末手当	知事 副知事 教育長	(26年度支給割合) 3.1 月分	
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 3.1 月分	
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副知事	121万円×在職月数×0.59 =	34,267,200 (任期ごと)
	教育長	95万円×在職月数×0.42 =	19,152,000 (任期ごと)
		75万円×退職理由別・勤続年数別支給率 =	1,957,500 (任期満了後)

(注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、27年度、知事及び副知事は給料を6%、期末手当を6%減額しています。

また、給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（知事及び副知事は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当（4%）及び通勤手当が支給されず（公用車通勤の場合を除く）。

## (8) 公営企業職員の状況

### ア 工業用水道事業

#### (ア) 職員給与費の状況

##### a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	542,899	358,917	147,620	27.2	27.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	18	77,691	14,339	29,999	122,029	6,779

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており職員数には当該職員を含んでいない。

#### (イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.8 歳	366,738 円	537,136 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### (ウ) 職員の手当の状況

##### a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成26年度)	
1,500 千円	
(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.5 月分
(1.45) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### b 退職手当(平成27年4月1日現在)

退職 手当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
退職 手当 の 調 整 額	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 ( 2%～ 45%)		
	退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分		
(退職時特別昇給		なし	
1人当たり平均支給額		千円 26,438 千円	

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。  
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23～26年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		1,806 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		128,987 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	4 %	8 人	4 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	0 %	10(2) 人	0 %

(注) ( ) 内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		15 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		1,900 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		38.9 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10mの危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査	15 千円	①日額 300円 ②日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。

e 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	1,568 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	98 千円
支給実績(平成25年度決算)	1,545 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	103 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		3,585 千円	256,071 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
住居手当	1 住居を借り受け月額 12,000円を超える家賃を支 払っている職員 (借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員 (自宅) 3,200円	同じ		588 千円	294,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2*以上で、交 通機関を利用し、又は交通用具 を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円	異なる	2 (2) 四輪 2,000～ 31,600 円	2,407 千円	120,332 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に 勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25× 時間数	同じ		18 千円	2,242 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に職務の級及び支給区分に応じ て定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		2,432 千円	810,800 円

## イ 土地造成事業

### (ア) 職員給与費の状況

#### a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	978,326	▲53,562	23,273	2.4	2.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	3	12,425	1,550	5,080	19,055	6,352

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は平成26年4月1日現在の人数である。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており職員数には当該職員を含んでいない。

### (イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
47.3 歳	409,349 円	578,444 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。



(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成26年度)	
1,587 千円	
(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.5 月分
(1.45) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 10~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成27年4月1日現在)

退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 ( 2%~ 45%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~65,000円)の60月分		
(退職時特別昇給)	なし		
1人当たり平均支給額	千円		千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23~26年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		391 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		130,468 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	4 %	3 人	4 %

(注) ( )内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成26年度決算)
			千円
			左記職員に対する支給単価

e 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	190 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	63 千円
支給実績(平成25年度決算)	136 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	45 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		622 千円	207,333 円
通勤手当	通勤距離が片道2*以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~31,600円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2 (2) 四輪 2,000~31,600円	24 千円	24,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,200円	同じ		324 千円	108,000 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成27年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成26年1月1日～平成26年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	122,057.3日	33,705.3日	3,156人	10.7日	27.6%
教育委員会	136,752日	32,555.6日	3,177人	10.2日	23.8%
警察本部	93,669.1日	13,721.6日	2,381人	5.8日	14.6%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(平成27年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 妊娠障害(つわり)	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)の日から、産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内(子が2人以上の場合は、10日)
15 短期介護	1暦年5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日間、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災災害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤途中の危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成27年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員		0									
	女性職員	1	1		1							
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	男性職員	4	4		4							
	女性職員	24	24	6	10	4	4					
	計	28	28	6	14	4	4	0	0	0	0	
警察本部	男性職員	0	0									
	女性職員	0	0									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(26年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		降任		免職		休職		降給		合計		失職
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	1	[1]							1	[1]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	1	[1]	0	[0]					1	[1]	
(2)心身の故障の場合	知事部局					139	[41]			139	[41]	
	教育委員会					68	[62]			68	[62]	
	警察本部					64	[18]			64	[18]	
	小計	0	[0]	0	[0]	271	[121]			271	[121]	
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	0	[0]	0	[0]					0	[0]	
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	0	[0]	0	[0]					0	[0]	
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部					1				1	[0]	
	小計					1	[0]			1	[0]	
(6)条例で定める事由による場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計					0	[0]	0	[0]	0	[0]	
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	1	[1]	0	[0]	139	[41]	0	[0]	140	[42]	
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	68	[62]	0	[0]	68	[62]	
	警察本部	0	[0]	0	[0]	65	[18]	0	[0]	65	[18]	
	合計	1	[1]	0	[0]	272	[121]	0	[0]	273	[122]	
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[ ]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(26年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局					0
	教育委員会				1	1
	警察本部					0
	小計	0	0	0	1	1
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	4	1	2		7
	教育委員会			1	1	2
	警察本部					0
	小計	4	1	3	1	9
(3)公務外非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局		1		1	2
	教育委員会					0
	警察本部		2		1	3
	小計	0	3	0	2	5
(4)収賄等関係	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局		1	1		2
	教育委員会		1		1	2
	警察本部					0
	小計	0	2	1	1	4
(6)監督責任	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	4	3	3	1	11
	教育委員会	0	1	1	3	5
	警察本部	0	2	0	1	3
	合計	4	6	4	5	19

## 5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成26年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
知事部局	男性職員	4			102	2			2.0%
	女性職員	22	13	5	22	22			100.0%
	計	48	7	10					
教育委員会	男性職員	2			170	2			1.2%
	女性職員	148	3	2	149	148			99.3%
	計	200	3	2	319	150	0	0	47.0%
警察本部	男性職員	0	0	0	135	0	0	0	0.0%
	女性職員	17	2	0	21	13	0	0	61.9%
	計	31	2	0	156	13	0	0	8.3%

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成26年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成25年度から平成26年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (26年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員						0
	女性職員	3	2				5
	計	3	2	0	0	0	5
教育委員会	男性職員						0
	女性職員		2				2
	計	0	2	0	0	0	2
警察本部	男性職員						0
	女性職員						0
	計	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成26年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成26年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成26年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(6) 配偶者同行休業の実施状況

(平成26年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修状況 (平成26年度)

	研修名等	対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
一般研修	新規採用職員研修(事前・前期・中期・後期)	知事部局職員(新規採用職員)	2	7	118		
	2年目職員研修	知事部局職員(採用後2年目の職員)	3	2	139		
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査)	3	2	71		
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)	3	2	103	約1ヶ月の民間体験研修	
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級)	3	2	97		
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長、地方機関の課長職員等)	2	2	89		
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	56		
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	2	37		
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新規採用職員)	1	1	51		
	県教育庁等職树人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	2	433		
	初任科	新規採用の警察官(大卒)	2	182	50	1期生約180日	
	初任科	新規採用の警察官(大卒以外)	1	306	33		
	一般職員初任科	新規採用の一般職員	1	28	12		
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒)	2	60	42	1期生60日	
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒以外)	1	82	32		
	幹部研修	警部以上の警察職員	2	2	100	1回約50名	
	人権研修	警部補以下の警察職員	2	1	250	1回約120名	
	特別研修	住民との対話能力向上研修		2	3	88	
		プレゼンテーション研修		2	2	56	
政策形成能力開発研修			2	3	118		
財務諸表の見方研修			2	2	75		
統計分析講座		知事部局職員(係長級昇任前の職員)	2	2	56		
メディア対応研修			2	2	48		
政策法務研修			2	2	33		
行政争訟講座			2	2	51		
民法講座			2	2	86		
職場研修委員研修		知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	1	56		
新規採用職員指導者研修		知事部局職員(新規採用職員に対する指導職員)	2	1	88		
育休任期付職員等研修		知事部局職員(育休休業代替職員)	2	2	23		
育児休業者職場復帰サポート研修		知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	15		
部下職員指導支援研修		知事部局職員(特別指導対象職員が所属する課室の所属長、若しくは所属長が指名した者)	1	1	37		
政策形成能力研修		知事部局職員(採用後10年目程度の職員)	2	3	8	関西広域連合主催研修	
団体連携型研修		知事部局職員(受講を希望する職員)	2	3	31	関西広域連合主催研修	
ディベート研修		知事部局職員(全職員)	2	1	9	市町村職員研修協議会主催研修	
臨時的任用職員研修		知事部局職員(臨時的任用職員)	1	1	8		
行政職への任用替え研修		知事部局職員(現業職から行政職へ任用替えした職員)	2	1	132		
財務諸表の見方研修(第2回目)		1	2	1			
民法講座(第2回目)	警察職員の中の希望者	1	2	3			
統計分析(第2回目)		1	2	1			
メディア対応研修(第2回目)		1	2	1			
ナセミ	職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	1	1	244		
	県職树人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	160		
	レベルアップセミナー	知事部局職員(係長級以上の職員)	1	1	86		
基本研修	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	16	243		
	初任者研修(宿泊研修)	教育委員会職員(新規採用教員)	1	2	243		
	初任者研修(2年次研修)(25年度継続)	教育委員会職員(新規採用24年度継続者)	1	4	206		
	初任者研修(3年次研修)(24年度継続)	教育委員会職員(新規採用23年度継続者)	1	3	219		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	8	93		
	10年経験者研修(25年度継続)	教育委員会職員(10年経験25年度継続者)	1	4	91		
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	10	14		
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	1	5	5		
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	6	4		
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	1	10	2		
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	1	5	0		
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	4	22		
	新任校長研修	教育委員会職員(管理職(新任校長))	1	3	47		
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職(新任教頭))	1	3	53		
新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	1	79			
特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(初めて特別支援学級を担当した教員)	1	3	77			
通級指導教室担当教員研修	教育委員会職員(初めて通級指導教室を担当した教員)	1	1	35			
高等学校特別支援教育コーディネーター養成研修講座	教育委員会職員(初めてコーディネーターとなった教員)	1	1	12			
小学校教育実践研修(算数科)①～③	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長(県立学校については学校長)が推薦する教員)	1	3	94			
学校の現代的諸課題実践研究		1	8	2			
学校現場の現代的諸課題実践研究A		1	3	0			

	研修名等	対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
専門研修	学校現場の現代的諸課題実践研究B	教育委員会職員(教員)	1	3	0		
	やさしい小学校理科観察実験講座(物理・化学)		1	1	10		
	やさしい小学校理科観察実験講座(生物・地学)		1	1	13		
	小学校国語科教育研修講座		1	1	31		
	中学校・高等学校国語科教育研修講座		1	1	49		
	小学校算数科教育研修講座		1	1	29		
	中学校数学科教育実践研修①～③		1	3	74		
	中学校・高等学校数学科教育研修講座		1	1	34		
	小学校社会科教育研修講座		1	1	17		
	中学校社会科・高等学校地理歴史科教育研修講座		1	1	43		
	理科教育研修講座		1	1	60		
	電子顕微鏡活用研修講座		1	1	10		
	四季の星座研修講座		1	1	28		
	英語科教育研修講座		1	1	55		
	ALTとの効果的なTTのための英語科教育研修講座①		1	1	35		
	ALTとの効果的なTTのための英語科教育研修講座②		1	1	28		
	小学校外国語活動研修講座		1	1	19		
	高等学校産業教育研修講座		1	1	35		
	道徳教育推進のための研修		1	1	57		
	道徳教育研修講座		1	1	75		
	特別支援教育基礎研修講座		1	1	31		
	特別支援学校の教育実践に学ぶ研修講座		1	1	30		
	知的障害のある子どもが輝く授業づくり研修講座-算数・数学科-		1	1	51		
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座		1	1	56		
	特別支援教育コーディネーター養成研修講座		1	1	23		
	管理職のための教育相談研修講座		教育委員会職員(管理職)	1	1	31	
	若手教員のための教育相談研修講座		教育委員会職員(教員)	1	1	52	
	教育相談研修講座①-児童生徒理解-			1	1	50	
	教育相談研修講座②-事例検討1-			1	1	83	
	教育相談研修講座③-カウンセリングワークショップ-			1	1	25	
	教育相談研修講座④-認知行動療法の視点を生かした授業づくり-			1	1	58	
	教育相談研修講座⑤-事例検討2-		1	1	31		
学校経営研修講座A(校長の部)-学校におけるOJTの推進-	教育委員会職員(校長、教頭)	1	1	2			
学校経営研修講座B(教頭の部)-学校におけるOJTの推進-		1	1	0			
生徒指導研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	47			
学級集団づくり研修講座-Q-Uとグループ・アプローチを使って-		1	1	94			
食育研修講座		1	1	28			
複式教育研修講座		1	1	17			
学校が元気になる共育コミュニティ研修講座		1	1	52			
活力ある図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員(司書教諭・学校司書・学校図書館に関係する教職員)	1	1	43			
防災教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	38			
専門研修	警部補任用科	昇任予定の巡査部長	1	12	15		
	巡査部長任用科	昇任予定の巡査長	1	12	6		
	生活安全任用科	生活安全警察任用予定者	1	26	14		
	捜査及び鑑識専務員任用科	刑事警察任用予定者	1	24	16		
	交通任用科	交通警察任用予定者	1	12	15		
	留置担当官専科	警部補以下の警察官	1	5	16		
	警察安全相談・被害者対策専科		1	5	14		
	災害警備専科		1	5	15		
	特殊犯捜査専科		1	10	20		
	術科指導者専科		1	5	18		
	警備実務専科		1	5	9		
	検視実務専科		1	5	14		
	職務質問専科		1	12	13		
	取調べ技能専科		1	5	25		
	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対策		1	5	14		
	通信指令専科		1	5	14		
	交通実務専科		1	11	17		
	刑事実務専科		1	5	13		
	緊急二輪専科		1	16	10		
	サイバー犯罪捜査実務専科		1	5	13		
	総合実務専科		3	12	60	1期生4日	
組織犯罪捜査専科	1		5	12			
鑑識任用専科	1		9	20			
緊急自動車運転技能者専科(四輪)	1		15	5			



研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
	緊急自動車運転技能者専科(二輪)		1	15	2	
	留置担当官任用専科		1	5	47	
	自動車警ら班員専科		1	5	14	
	情報管理専科		1	5	4	
	情報管理専科		1	5	10	
	総合実務専科		1	3	14	
		係長以下の職員				
研究開発	学校支援・調査研究事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	257		3,637	随時要請に応じて
教育相談	教育相談主事等派遣事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	456		4,604	随時要請に応じて
特別支援	特別支援事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	101		4,119	随時要請に応じて
長期研修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された教員)	1		12	一年間
	教員の長期社会体験研修		1		7	一年間
合 計					19,170	

区分	勤務成績の評定の概要																																				
知事部局	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級職員</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次長級職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級 所属長職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の局長等</td> <td>本庁の部長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く</td> <td>所属長</td> <td>本庁の局長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)※所属長職員を除く</td> <td>振興局の部長等</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級以下及び現業職員(本庁)</td> <td>副課長等</td> <td>所属長</td> </tr> <tr> <td>“(出先)</td> <td>次長等 ※管理職手当受給者</td> <td>“</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>副部長等</td> <td>“</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	部長級職員	本庁の部長等	—	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—	“(振興局)	振興局長	—	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等	“(振興局)	振興局長	—	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長	“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	“	“(振興局)	副部長等	“		
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																		
	部長級職員	本庁の部長等	—																																		
	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																																		
	“(振興局)	振興局長	—																																		
	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																																		
	“(振興局)	振興局長	—																																		
	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																																		
	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																																		
	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																																		
“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	“																																			
“(振興局)	副部長等	“																																			
評価の構成	<p>① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要なとされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価（「能力」を評価）</p> <p>② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価（「実績」を評価）</p>																																				
評価要素	<p>① 職務行動評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 役割達成度評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </tbody> </table>			部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員															
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																																				
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																				
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																				
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																																				
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																				
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																				
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																																				
課長級																																					
課長補佐級																																					
係長級																																					
一般職員																																					
現業職員																																					
評価方法	<p>① 職務行動評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 役割達成度評価 点数による絶対評価</p>																																				
自己評価の有無	<p>① 職務行動評価 有り</p> <p>② 役割達成度評価 “</p>																																				
評価基準日	<p>① 職務行動評価 11月1日</p> <p>② 役割達成度評価 2月1日</p>																																				
評価対象期間	<p>① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 役割達成度評価 “</p>																																				
評定結果の活用方法	<p>① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料</p> <p>② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</p>																																				

区分	勤務成績の評定の概要						
教育委員会 (事務局)	被評価者及び評価者	(1)教育庁					
		被評価者	第1次評価者				
		局長、参事	教育長				
		課長	局長				
		室長、副課長、主幹、教育企画員	課長				
		上記以外の職員	副課長、室長				
		第2次評価者	-				
		教育長	-				
		局長	-				
		課長	-				
(2)教育支援事務所		被評価者	第1次評価者				
所長	教育総務局長	-	教育長				
上記以外の職員	所長	-	-				
(3)学校以外の教育機関		被評価者	第1次評価者				
所長、館長、副館長	局長	-	教育長				
副所長、紀南図書館長、主幹、教育企画員	所長、副館長	-	局長				
上記以外の職員	教育センター学びの丘の職員	副所長	所長				
	紀南図書館の職員	紀南図書館長	副館長				
	図書館・近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員	副館長	-				
	-	-	-				
(4)派遣職員		被評価者	第1次評価者				
文化財センターの職員	事務局長	-	文化遺産課長				
和歌山県体育協会の職員	事務局長	-	スポーツ課長				
評価の構成	① 勤務成績評価 職務遂行上の能力、意欲、成績を評価するものであり、自己評価を行うとともに、第1次評価者及び第2次評価者が職員の勤務成績を評価する。 ② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら職務上の目標を設定し、その達成状況を自己評価するとともに、評価者が職員の業績を評価する。						
評価要素	① 勤務成績評価 <table border="1" data-bbox="528 1238 1358 1305"> <tr> <td data-bbox="528 1238 719 1272">一般職員</td> <td data-bbox="719 1238 1358 1272">企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1272 719 1305">現業職員</td> <td data-bbox="719 1272 1358 1305">情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> </table> ② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら設定した職務上の目標の評価期間における業務の実施結果(「実績」)を評価する。			一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観
一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観						
現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観						
評価方法	① 勤務成績評価 5段階による絶対評価 ② 個人目標申告に基づく実績評価 "						
自己評価の有無	① 勤務成績評価 有り ② 個人目標申告に基づく実績評価 "						
評価基準日	① 勤務成績評価 11月1日 ② 個人目標申告に基づく実績評価 2月1日						
評価期間	① 勤務成績評価 4月1日から翌3月31日まで ② 個人目標申告に基づく実績評価 "						
評価結果の活用方法	① 勤務成績評価 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに、人材育成、任用、分限及び給与決定のための資料 ② 個人目標申告に基づく実績評価 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに、人材育成、任用、分限及び給与決定のための資料						

区分	勤務成績の評定の概要											
教育委員会 (県立学校)	被評価者及び評価者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="529 210 973 241">被評価者</td> <td data-bbox="973 210 1187 241">第1次評価者</td> <td data-bbox="1187 210 1426 241">調整者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 241 973 273">校長</td> <td data-bbox="973 241 1187 273">教育長</td> <td data-bbox="1187 241 1426 273">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 273 973 304">その他の職員</td> <td data-bbox="973 273 1187 304">校長</td> <td data-bbox="1187 273 1426 304">教育長</td> </tr> </table>		被評価者	第1次評価者	調整者	校長	教育長	—	その他の職員	校長	教育長
	被評価者	第1次評価者	調整者									
	校長	教育長	—									
	その他の職員	校長	教育長									
	評価の構成	職務の状況及び勤務の状況等に基づき評定										
	評価要素	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="529 362 718 394">校長</td> <td data-bbox="718 362 1426 394">教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 394 718 425">その他の職員</td> <td data-bbox="718 394 1426 425">学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等</td> </tr> </table>		校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携	その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等					
	校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携										
	その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等										
評価方法	3段階による絶対評価											
自己評価の有無	無し											
評価基準日	原則として9月1日											
評価期間	前年9月1日～8月31日											
評定結果の活用法	勤務成績の評定を行うことにより、その結果に応じた措置を講じる											

区分	勤務成績の評定の概要																				
	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 282 853 331">被評定者</th> <th data-bbox="853 282 1061 331">第1次評定者</th> <th data-bbox="1061 282 1268 331">第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 331 853 380">参事官・所属長</td> <td data-bbox="853 331 1061 380">所管部長</td> <td data-bbox="1061 331 1268 380">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 380 853 430">次席・管理官・副署長等</td> <td data-bbox="853 380 1061 430">所属長</td> <td data-bbox="1061 380 1268 430">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 430 853 479">調査官・課長補佐・署課長等</td> <td data-bbox="853 430 1061 479">管理官等</td> <td data-bbox="1061 430 1268 479">次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 479 853 528">係長・主任・係員</td> <td data-bbox="853 479 1061 528">担当補佐・署課長等</td> <td data-bbox="1061 479 1268 528">管理官等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 528 853 577">初任科生</td> <td data-bbox="853 528 1061 577">担当教官</td> <td data-bbox="1061 528 1268 577">校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	参事官・所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
被評定者	第1次評定者	第2次評定者																			
参事官・所属長	所管部長	—																			
次席・管理官・副署長等	所属長	—																			
調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																			
係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																			
初任科生	担当教官	校長補佐																			
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 被評定者の勤務実績について、基礎的能力、仕事の姿勢、業務処理能力に着眼して評定</p> <p>② 人物評定 被評定者の人物面について、社会面、活動面、精神面等に着眼して評定</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 被評定者の学術について、学科、術科成績に基づき評定</p> <p>② 操行評価 被評定者の操行について、生活面、功労面等に着眼して評定</p>																			
警察本部	評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 実行力、折衝力、責任感、積極性、正確性、迅速性等</p> <p>② 人物評定 誠実・実直、信望、忍耐力、は気、ち密、向上心等</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 学科、術科各科目の成績</p> <p>② 操行評価 責任感、積極性、規律等</p>																			
	評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 勤務実績評定、人物評定を総合して5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 学術評価、操行評価を総合して5段階による絶対評価</p>																			
	自己評価の有無	有り																			
	評価基準日	年間評定 12月31日 半期評定 6月1日、12月1日																			
	評価期間	年間評定 1月1日から12月31日まで 半期評定 12月2日から翌年6月1日まで、6月2日から12月1日まで 特別評定(初任科生) 初任教養期間中																			
	評定結果の活用方法	昇任、降任及び転任等の人事異動 表彰、懲戒及び分限 昇給及び勤勉手当 指導教養及び監督																			

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 公務災害・通勤災害の認定件数

(平成26年度)

区 分		件 数	区 分		件 数	区 分		件 数
公 務 災 害		92	通 勤 災 害		9	合 計		101
内 訳	知事部局	22	内 訳	知事部局	4	内 訳	知事部局	26
	教育委員会	20		教育委員会	1		教育委員会	21
	警察本部	50		警察本部	4		警察本部	54

### (2) 健康診断実施状況

(平成26年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員(非常勤職員含む)	4,129	3,303	2,451
雇入時健康診断	新規採用職員	114	15	
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	18		39
農業業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	89		
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	42		11
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	79		
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	72		
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	184		
B型肝炎健康診断	血液取扱い業務に従事する職員の内希望者	16	969	
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	12		
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	105		569
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	8		
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上海外へ派遣される職員及び6ヶ月以上海外へ派遣され帰国した職員	0		
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	8	2,897	
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	11		
介護業務健康診断	県立特別支援学校教職員のうち希望者		42	
給食業務健康診断	県立学校寄宿舎調理員、学校栄養職員・給食調理員、給食介助員		73	
機動隊員特別検診	機動隊員及び管区機動隊員			69
高気圧作業従事者検診	高気圧作業従事者			32
鉛業務従事者検診	鉛業務従事者			11
脳波検診	白バイ勤務員			10

### (3) (一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

(平成26年度)

	(一財)和歌山県職員互助会	(一財)和歌山県教育互助会	(一財)和歌山県警察共助会
会 員 数	5,287 人	9,397人	2,512 人
掛 金	165,043 千円	405,901千円	71,630千円
掛 金 率	(給料)×8/1000	給料の100分の1	(給料+扶養手当)×7.3/1000
補 助 金	0 千円	0 千円	0 千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

8 その他知事が必要と認める事項

区分 職種	平成25年度 退職者数 a	a のうち再就職者数 (単位:人)										再就職 しない者 n	不明で ある者 o		
		県に再就職した者					県以外に再就職した者								
		再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m				
一般行政職	63	13	14							5	7	3		16	4
研究職	4	1												3	
医療職	11	1									2			8	
技能労務職	13	5	3											3	2
教育職	246	42													204
警察職	41	14	1	4							3	7		1	8
合計	378	76	18	4	0	0	0	0	0	4	5	12	10	31	218

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の状況(平成26年度)

ア 競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
<b>○(大学卒業程度)I種</b>					
一般行政(通常枠)	527	380	144	48	7.9
一般行政(特別枠)	28	24	24	10	2.4
警察事務	63	48	18	6	8.0
情報 A	26	22	7	3	7.3
情報 B	5	4	4	0	-
総合土木	38	23	16	10	2.3
建築 A	7	5	5	2	2.5
建築 B	1	1	1	1	1.0
電気	9	8	7	2	4.0
化学	14	12	5	1	12.0
農学	33	28	21	7	4.0
林学	10	7	7	3	2.3
水産	26	18	7	2	9.0
計	787	580	266	95	6.1
備考:試験区分のうち、建築B及び電気職Bは警察本部又は警察署での勤務。					
<b>○(高校卒業程度)II種</b>					
一般事務	41	33	7	2	16.5
学校事務	118	104	18	8	13.0
警察事務	66	58	13	5	11.6
土木	4	3	3	1	3.0
計	229	198	41	16	12.4
<b>○第1回警察官A</b>					
警察官A男性一般	230	187	151	47	4.0
警察官A女性一般	48	40	35	11	3.6
警察官A男性武道・柔道	1	1	0	-	-
警察官A男性武道・剣道	1	1	1	1	1.0
計	280	229	187	59	3.9
<b>○第2回警察官A</b>					
警察官A男性一般	135	99	64	19	5.2
警察官A女性一般	19	15	13	3	5.0
警察官A男性武道・柔道	1	1	1	1	1.0
計	155	115	78	23	5.0
<b>○警察官B</b>					
警察官B男性	227	200	161	50	4.0
警察官B女性	47	43	25	7	6.1
計	274	243	186	57	4.3
<b>○第1回育休任期付・任期付短時間勤務職員</b>					
一般事務・和歌山	34	30	25	9	3.3
一般事務・紀中	8	8	4	1	8.0
一般事務・西牟婁	8	8	4	1	8.0
試験研究員・和歌山	6	5	4	1	5.0
看護師・紀中	5	5	4	1	5.0
作業療法士・紀中	0	-	-	-	-
任期付短時間勤務一般事務・和歌山	2	1	1	-	-
任期付短時間勤務一般事務・西牟婁	3	2	2	1	2.0
計	66	59	44	14	4.2
<b>○第2回育休任期付・任期付短時間勤務職員</b>					
一般事務・和歌山	32	29	27	10	2.9
一般事務・紀北	15	13	9	3	4.3
一般事務・紀中	15	13	7	2	6.5
農業	4	3	3	1	3.0
保健師・和歌山	2	2	2	1	2.0
看護師・紀中	1	1	1	1	1.0
保健師・東牟婁	1	1	1	1	1.0
獣医師・和歌山	-	-	-	-	-
社会福祉士・和歌山	-	-	-	-	-
任期付短時間勤務一般事務・和歌山	4	4	4	1	4.0
任期付短時間勤務一般事務・紀北	3	2	2	1	2.0
計	77	68	56	21	3.2
合 計	1868	1492	858	285	5.2



イ 選考

(ア) 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	31	24	8	3	8.0
臨床心理士	4	4	4	1	4.0
精神保健相談員	14	11	7	4	2.8
獣医師	9	9	8	4	2.3
薬剤師	6	5	5	2	2.5
保健師	25	22	8	3	7.3
臨床検査技師	4	2	2	1	2.0
学校栄養職員	49	42	6	2	21.0
研究員(システム工学)	15	15	4	1	15.0
職業訓練指導員	4	4	4	1	4.0
船舶職員	0	-	-	-	-
身体障害(一般事務)	4	3	3	1	3.0
身体障害(学校事務)	1	1	1	1	1.0
学芸員(博物館)	14	14	8	1	14.0
体育指導員	22	19	12	7	2.7
専任教員(助産師)	1	1	1	1	1.0
専任教員(看護師)	1	1	1	1	1.0
事務補助・和歌山	37	33		21	1.6
事務補助・那賀	6	5		1	5.0
事務補助・有田	10	9		2	4.5
事務補助・西牟婁	6	5		2	2.5
事務補助・東牟婁	9	9		1	9.0
事務補助・警察	3	3		1	3.0
事務補助・教育	24	20		3	6.7
船舶職員(2回目)	4	4	4	1	4.0
こころの医療センター看護師	14	14		5	2.8
身体障害(2回目)(一般事務)	1	1	0	-	-
事務補助・西牟婁(2回目)	6	6		3	2.0

(イ) 公募以外(人事交流等)

職 任命権者	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	主事 又は 技師	その他	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職										
知 事		2	8	5	82	93	233								423
教育委員会			6	11	3	2	23								45
警察本部長						1	12	3	4	5	6	1	5		37
合 計	0	2	14	16	85	96	268	3	4	5	6	1	5	0	505

(2) 昇任の状況(平成26年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	166	18	9.2
警 部 補	233	29	8.0
巡 査 部 長	529	64	8.3

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	8	2	4.0
警 部 補	10	4	2.5

イ 選考

職 任命権者	一般職					警察官				計
	部 長 相当職	次 長 相当職	課 長 相当職	課長補佐 相当職	係 長 相当職	警 視	警 部	警部補	巡査部長	
知 事	7	15	56	80	101					259
教育委員会		1	6	21	12					40
警察本部長			2	3	7	20	35	31	7	105
合 計	7	16	64	104	120	20	35	31	7	404

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### (1) 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

#### <平成26年の給与勧告のポイント>

- 平成26年度の給与、手当及びボーナスを引上げ（給料、ボーナスの引上げ勧告は7年ぶり）
  - ・ 給料及び単身赴任手当を併せて0.29%引上げ、ボーナスを0.15月分引上げ
- 平成26年度の給与減額措置に対する回復措置として、減額措置相当分（管理職員の給料月額2%）を引上げ
- 給与制度の総合的見直し（平成27年度から3年間で実施）
  - ・ 地域間、世代間の給与配分の適正化の観点から、給料表を平均2%引下げ、地域手当を見直し
  - ・ 単身赴任者の処遇の改善（手当額の引上げ）等

### ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所128事業所について、平成26年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

#### (ア) 月例給

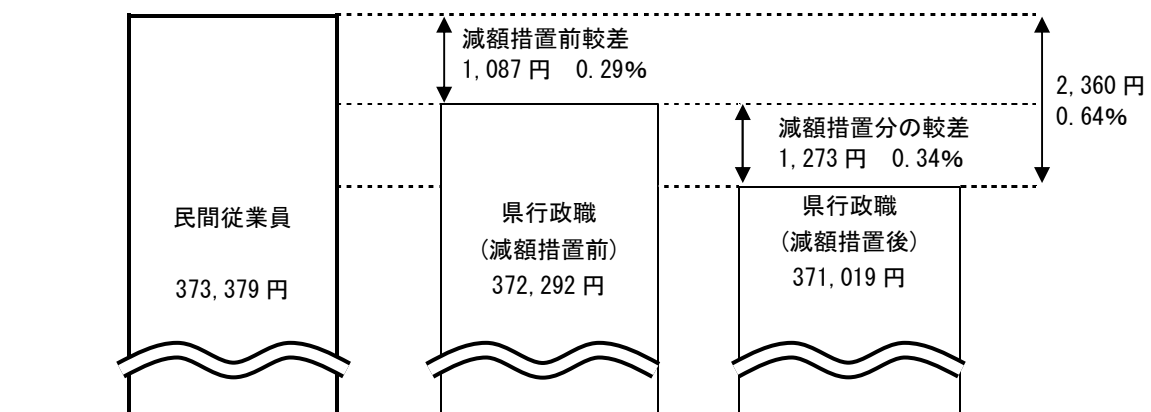
職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成26年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

平成26年4月の民間給与(A)	平成26年4月の職員給与(B)		較差(A-B)
373,379円	管理職員給料2% 減額後の実際の給与	371,019円	2,360円 (0.64%)

\* 減額措置がないものとした場合、職員給与は372,292円、較差は1,087円(0.29%)

\* 減額措置は、財政状況を考慮した平成27年3月31日までの措置。ただし、平成13年度以降毎年延長

(参考)



(注) 公民較差の率は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、減額措置前較差の率と減額措置分の較差の率との合計が全体の較差の率と合致しない。

#### (イ) 特別給（ボーナス）

平成25年8月から平成26年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A-B)
4.08月分	3.95月分	0.13月分

## イ 平成26年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定（平成26年度改定）

### （ア）給与改定の考え方

- ・ 給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施
- ・ 民間給与と比較する職員給与については、本来、特例的・一時的な措置である給与減額措置が13年もの間、長期継続実施されていることに鑑み、地方公務員法に定める給与決定原則に基づく本来の給与水準を確保する観点から、減額後の実際の給与を使用

### （イ）月例給

#### a 減額措置前の較差に係る改定

##### （a）行政職給料表適用職員

- ・ 給料表の引上げ <勧告>  
国家公務員の行政職俸給表（一）に準じ、若手職員に重点を置いて引上げ（平均改定率0.27%）
- ・ 単身赴任手当の基礎額の引上げ <勧告>  
公務が民間を下回っている状況を踏まえ引上げ（23,000円→26,000円）

##### （b）行政職給料表以外の給料表適用職員

- ・ 行政職給料表適用職員に準じて、給料表及び単身赴任手当の基礎額を引上げ <勧告>
- ・ 医師の確保を容易にするため、医師に対する初任給調整手当を引上げ <勧告>  
（最高支給限度額 410,900円→412,200円）

#### b 減額措置分の較差に係る改定（回復措置）

実際に職員に支給されている給与を、本来支給すべき水準に回復する措置として、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、減額措置相当分（管理職員の給料月額の2%）を引上げ <勧告>

#### c 通勤手当

自転車等使用者に係る通勤手当を人事院勧告に準じて引上げ <勧告>

#### d 実施時期

平成26年4月1日

- ・ 上記aの(a)及びbの改定を行った場合の平均給与（行政職給料表・減額措置後）

改定前	改定額	改定後
371,019円	2,354円	373,373円

参考（行政職給料表）

職員数 3,865人  
平均年齢 42.6歳  
平均勤続年数 18.7年

- ・ 改定額（2,354円）の内訳

減額措置前の較差に係る改定分（aの(a)の改定分）				減額措置分の較差に係る改定分（bの改定分）
給料	はね返り分(注)	単身赴任手当	計	
982円	26円	73円	1,081円	1,273円

(注)給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

### （ウ）期末手当・勤勉手当（ボーナス）

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.15月分引き上げ、引上げ分は勤勉手当に配分 <勧告>  
(3.95月分→4.10月分)

- ・ 支給月数（一般の職員の場合）

		6月期	12月期	計
26年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）	1.50月（現行1.35月）
	計	1.90月（支給済み）	2.20月（現行2.05月）	4.10月（現行3.95月）
27年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.75月	0.75月	1.50月
	計	1.975月	2.125月	4.10月

[実施時期] 平成26年12月1日

## ウ 給与制度の総合的見直し（平成27年度以降改定）

人事院は、平成18年の給与構造改革以来となる給与制度の抜本的見直しを勧告。人事院の取組を検討し、国の給与制度の見直しを基本に、本県においても給与制度を見直し

### (ア) 給料表の見直し <勧告>

- ・ 本県の給料表について、国家公務員の俸給表に準じて改定
- ・ 人事院は、民間賃金の低い地域における実情を公務員給与により適切に反映させるため、俸給表の水準を平均2%引下げ。特に、給与水準が民間を上回る50歳台後半層が多く在職する高位号俸について最大4%程度引下げ

### (イ) 地域手当の見直し <勧告>

- ・ 本県の地域手当について、賃金構造基本統計調査による賃金指数に基づき、人事院勧告に準じて見直し（和歌山市、橋本市 3%→6%）
- ・ 人事院は、民間賃金の低い地域に合わせて俸給表水準の引下げを行い、民間賃金の高い地域については、地域手当を上乗せすることを基本に、賃金構造基本統計調査による賃金指数に基づき、支給割合を見直し

### (ウ) 単身赴任手当の見直し <勧告>

単身赴任手当の基礎額及び加算額について、国と同様、公務が民間を下回っている状況が見られることから、人事院勧告に準じて引上げ

〔 基礎額（単身赴任により生ずる光熱費等相当） 現行23,000円（平成26年度改定後26,000円）→30,000円  
加算額（帰宅費用相当） 限度額45,000円→70,000円 〕

### (エ) 管理職員特別勤務手当の見直し <勧告>

災害時等には管理職員が臨時又は緊急の必要により平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態があることを考慮し、人事院勧告に準じて、災害への対処その他臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日の午前0時以降の深夜に勤務した場合に支給できるよう支給要件を拡大

### (オ) 実施時期等

- ・ 給料表は平成27年4月1日に切替え。ただし、現給保障を3年間実施
  - ・ 諸手当の引上げを段階的に実施。各年度の引上げ内容は、国及び他団体の実施状況並びに公民較差への影響等を踏まえ人事委員会規則で規定
- 〔 平成27年度の実施予定 地域手当 3%→4%  
単身赴任手当基礎額 26,000円（平成26年度改定後）→30,000円 〕
- ・ 見直しに係る原資を確保するため、平成27年4月1日の昇給における昇給幅を1号給抑制

## エ 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

### (ア) 雇用と年金の接続

- ・ 国においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用することを平成25年3月に決定
- ・ 地方公務員については、その趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう総務副大臣から要請
- ・ 本県においても、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、再任用職員の勤務形態等について、引き続き検討していくことが必要

### (イ) 再任用職員の給与

- ・ 再任用職員の給与水準について、各任命権者における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、国や他の都道府県の動向を見ながら、引き続き検討
- ・ 人事院は、平成25年の「職種別民間給与実態調査」の結果等に基づき、再任用職員に対し、単身赴任手当を支給することとしており、本委員会が実施した調査においても同様の結果であることから、本県においても支給を勧告

## オ 公務運営の改善

### (ア) 人材の確保

- ・ 職員採用 I 種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行うとともに、より多くの受験者を確保するために、採用説明会の開催やホームページなどでの情報発信を実施
- ・ 今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討するとともに、情報発信の内容を充実させる

### (イ) 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、女性の受験者確保に取り組んできたところであり、管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組が進められてきた
- ・ 今後も、任命権者と連携しつつ、より効果的な人材確保策を推進していくとともに、働きやすい職場環境の整備など、女性職員の採用・登用にに向けた取組を更に進めることが必要

### (ウ) 人事評価制度の充実

- ・ 人事評価制度の導入については、平成 26 年 5 月の地方公務員法一部改正により法律上明記
- ・ 本県では、試行中の教育職場を除き、各任命権者が既に制度を導入し、その結果を活用した人事管理が推進されている
- ・ 試行中の職場においては、改正法が施行されるまでに、法の趣旨に則った制度を速やかに導入することが必要
- ・ 各任命権者は、各職員の能力及び実績が人事評価に的確に反映されるよう努め、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、人事評価制度を必要に応じて改善していくよう努めなければならない

### (エ) 勤務環境の整備

#### a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」の実施など、各任命権者において様々な取組が行われ、一定の成果。今後も引き続き、実効性のある施策の積極的・継続的な実施を期待
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要

#### b 両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に資するため、夏季休暇の日数の拡充や育児休業から復帰した職員を対象とした「育児休業者職場復帰サポート研修」など、職員が安心して仕事と子育てを両立することができる施策を実施
- ・ 知事部局では、「育児参加プログラム制度」を導入し、周知・徹底を図ることにより、男性職員の育児参加について効果。他の任命権者もこのような有効な制度を積極的に取り入れることで、県全体の実績の向上を期待
- ・ 今後とも、任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分周知し、これらの制度がより利用しやすくなるような職場環境づくりを進めることが必要

#### c 心の健康づくりの推進

各任命権者は、精神科嘱託医や臨床心理士によるメンタルヘルス相談や各役職、各年齢層を対象として、幅広い取組を行い、年々充実したものとなっているが、心の疾病による長期病休者数は、依然として高い水準にあり、今後も、根気よく、未然防止や円滑な職場復帰等の取組を推進していくことが必要

(2)報告資料  
ア 職員の給与  
ア(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長			
		平成25年4月	増減	人				本庁等	人	県立学校			人	市町村立小・中学校	人
全		14,761	△ 89	14,850	3,523	31	16	319	2,886	5,514	12	2,460			
行政職		3,865	31	3,834	3,015	31	16	298	188	-	12	305			
研究職		189	5	184	173	-	-	-	-	-	-	16			
医療職(1)		25	1	24	25	-	-	-	-	-	-	-			
医療職(2)		106	△ 5	111	97	-	-	-	9	-	-	-			
医療職(3)		213	△ 1	214	213	-	-	-	-	-	-	-			
学校栄養職員		38	△ 4	42	-	-	-	-	-	38	-	-			
学校事務職員		308	1	307	-	-	-	-	-	308	-	-			
計		4,744	28	4,716	3,523	31	16	298	197	346	12	321			
高等学校等教育職員		2,634	△ 21	2,655	-	-	-	-	2,634	-	-	-			
県立中学校教育職員		55	0	55	-	-	-	-	55	-	-	-			
市町村立小・中学校等教育職員		5,189	△ 85	5,274	-	-	-	21	-	5,168	-	-			
計		7,878	△ 106	7,984	-	-	-	21	2,689	5,168	-	-			
警察官		2,139	△ 11	2,150	-	-	-	-	-	-	-	2,139			

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表に含まれていない。  
(以下、(エ)の表までについて同じ。)



(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
全		14,761	43.2	19.2
一般職員	行政職	3,865	42.6	18.7
	研究職	189	42.5	16.6
	医療職(1)	25	44.2	8.5
	医療職(2)	106	42.6	16.7
	医療職(3)	213	45.2	17.9
	学校栄養職員	38	42.4	18.0
	学校事務職員	308	43.2	23.2
	計	4,744	42.8	18.8
教育職員	高等学校等教育職員	2,634	44.1	19.2
	県立中学校教育職員	55	45.2	20.4
	市町村立小・中学校等教育職員	5,189	45.1	20.9
	計	7,878	44.8	20.3
警察官		2,139	38.1	15.7
平成25年4月 全		14,850	43.4	19.5

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	100.0	78.8	9.3	11.9	0.0	62.6	37.4	
一般職員	行政職	75.8	9.1	15.0	0.1	78.7	21.3	
	研究職	93.1	4.8	2.1	-	81.5	18.5	
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	80.0	20.0	
	医療職(2)	100.0	74.5	25.5	-	56.6	43.4	
	医療職(3)	100.0	36.2	46.9	16.9	33.8	66.2	
	学校栄養職員	100.0	47.4	52.6	-	2.6	97.4	
	学校事務職員	100.0	1.6	39.3	59.1	30.2	69.8	
	計	100.0	69.8	13.3	16.9	0.1	72.6	27.4
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	94.9	4.6	0.5	-	55.7	44.3
	県立中学校教育職員	100.0	92.7	7.3	-	-	54.5	45.5
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	88.3	11.6	0.0	-	44.4	55.6
	計	100.0	90.5	9.3	0.2	-	48.3	51.7
警察官	100.0	55.4	0.9	43.7	0.0	93.2	6.8	
平成25年4月 全	100.0	78.1	10.0	11.9	0.0	62.5	37.5	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。

2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

## (工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
全		356,526 (357,470)	9,777	6,475	372,778 (373,722)	11,909	384,687 (385,631)
一般職員	行政職	335,185 (336,458)	12,238	9,514	356,937 (358,210)	14,082	371,019 (372,292)
	研究職	348,166 (349,314)	12,910	6,478	367,554 (368,702)	14,820	382,374 (383,522)
	医療職(1)	419,180 (423,756)	10,760	70,490	500,430 (505,006)	372,668	873,098 (877,674)
	医療職(2)	326,747 (326,992)	8,835	4,136	339,718 (339,963)	7,594	347,312 (347,557)
	医療職(3)	347,776 (347,855)	8,063	1,211	357,050 (357,129)	3,277	360,327 (360,406)
	学校栄養職員	314,337 (314,337)	2,408	3,128	319,873 (319,873)	4,507	324,380 (324,380)
	学校事務職員	331,415 (331,415)	5,247	2,497	339,159 (339,159)	5,623	344,782 (344,782)
	計	336,110 (337,227)	11,461	8,714	356,285 (357,402)	14,744	371,029 (372,146)
教育職員	高等学校等教育職員	385,095 (385,633)	8,949	6,106	400,150 (400,688)	8,354	408,504 (409,042)
	県立中学校教育職員	388,976 (389,911)	9,973	7,305	406,254 (407,189)	8,158	414,412 (415,347)
	市町村立小・中学校等 教育職員	377,276 (378,507)	7,282	3,998	388,556 (389,787)	11,912	400,468 (401,699)
	計	379,972 (380,969)	7,858	4,726	392,556 (393,553)	10,695	403,251 (404,248)
警察官		315,450 (315,821)	13,112	7,951	336,513 (336,884)	10,084	346,597 (346,968)
平成25年4月 全		358,651 (359,598)	9,941	6,481	375,073 (376,020)	12,964	388,037 (388,984)
行政職		334,258 (335,511)	12,448	9,505	356,211 (357,464)	15,229	371,440 (372,693)

(注) 1 ( )内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。  
2 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。

## イ 民間の給与

### (ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成26年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

#### c 調査の範囲

##### (a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所238事業所

##### (b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

#### d 調査対象の抽出

##### (a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから128事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

##### (b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### e 集計

##### (a) 調査実人員

初任給関係398人（行政職に相当する調査実人員259人）、初任給関係以外の調査職種5,749人（行政職に相当する調査実人員4,471人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は15,985人であり、行政職に相当するものは、10,545人である。）

##### (b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## (イ)産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	115	6	4	11	39	55	41	51	23
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	9	-	1	-	1	7	6	2	1
製造業	52	4	1	2	22	23	9	30	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	23	-	2	5	7	9	12	6	5
卸売業、小売業	6	1	-	-	1	4	5	-	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	4	-	-	1	1	2	3	1	-
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	21	1	-	3	7	10	6	12	3

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が13事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業（郵便局に分類されるものを除く）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

## (ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	100人未満		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,025	212,400	198,086	※ 186,667
	短大卒	178,623	※ 181,698	※ 167,913	※ 156,667
	高校卒	158,957	161,555	156,067	※ 156,333

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

## (工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
			円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	9	53.6	666,175	-	666,175	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	53.7	680,539	-	680,539	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	52.9	611,008	-	611,008	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	2	56.2	757,283	-	757,283	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	118	52.5	540,568	3,823	536,745	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	83	52.7	552,467	1,344	551,123	
	短大卒	6	53.0	510,572	328	510,244	
	高校卒	29	52.0	519,476	10,182	509,294	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	81	51.0	588,278	763	587,515	同 上
	大学卒	54	50.8	654,751	1,221	653,530	
	短大卒	5	53.5	538,690	-	538,690	
	高校卒	22	50.8	489,203	143	489,060	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	84	52.4	518,424	5,121	513,303	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大学卒	62	52.6	531,641	2,351	529,290		
短大卒	3	57.5	442,222	-	442,222		
高校卒	18	51.2	497,973	14,896	483,077		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術部次長	24	52.9	597,063	1,352	595,711	同 上	
大学卒	9	49.6	596,616	-	596,616		
短大卒	4	52.4	633,808	8,623	625,185		
高校卒	11	56.0	584,709	-	584,709		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	240	48.4	513,164	8,649	504,515	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	167	47.6	535,866	6,379	529,487		
短大卒	8	47.6	412,164	13,665	398,499		
高校卒	65	50.5	471,484	13,476	458,008		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	210	48.4	552,895	23,943	528,952	同 上	
大学卒	123	47.3	572,512	10,848	561,664		
短大卒	23	49.8	557,021	19,529	537,492		
高校卒	60	49.8	519,935	48,459	471,476		
中学卒	4	50.8	541,282	-	541,282		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成26年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がある場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 係 種	事務課長代理	133	45.7	529,939	50,304	479,635	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	100	44.3	535,616	38,934	496,682	
	短大卒	9	46.5	427,657	31,079	396,578	
	高校卒	24	52.7	541,852	114,944	426,908	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	106	45.7	492,820	19,106	473,714	同 上
	大学卒	71	43.6	488,560	13,833	474,727	
	短大卒	15	48.6	493,876	38,031	455,845	
	高校卒	20	51.3	507,025	25,992	481,033	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	352	45.4	405,089	41,606	363,483	係の長及び係長級専門職
	大学卒	174	43.6	397,255	43,251	354,004	
	短大卒	26	45.0	378,458	40,932	337,526	
	高校卒	151	47.3	416,928	39,601	377,327	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	277	45.7	526,329	88,941	437,388	同 上
	大学卒	118	42.7	528,285	93,979	434,306	
	短大卒	38	42.5	466,473	64,288	402,185	
	高校卒	115	50.1	544,318	89,980	454,338	
	中学卒	6	54.3	525,340	113,512	411,828	
事務主任	163	42.7	345,667	37,113	308,554	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	65	40.2	347,494	39,528	307,966		
短大卒	24	41.2	311,741	34,222	277,519		
高校卒	74	45.2	356,022	36,174	319,848		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	380	44.3	480,580	86,891	393,689	同 上	
大学卒	112	38.3	400,349	88,061	312,288		
短大卒	33	39.7	404,073	84,922	319,151		
高校卒	229	46.7	515,461	87,029	428,432		
中学卒	6	49.3	379,503	65,193	314,310		
事務係員	1,281	35.5	290,175	30,498	259,677		
大学卒	586	33.4	307,409	37,973	269,436		
短大卒	191	36.9	269,427	25,285	244,142		
高校卒	500	37.3	278,572	24,032	254,540		
中学卒	4	46.1	252,043	29,144	222,899		
技術係員	1,011	33.1	350,328	76,111	274,217		
大学卒	401	32.7	368,158	89,952	278,206		
短大卒	140	28.7	314,022	78,509	235,513		
高校卒	468	35.4	351,773	63,439	288,334		
中学卒	2	50.8	225,419	18,802	206,617		

(注)1 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。



ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A)－(B)
行政職給料表関係	373,379 円	371,019 円	2,360 円 (0.64%)
		372,292 円	1,087 円 (0.29%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、  
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成26.4.1～ 27.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成26.4.1～ 27.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成27.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成25年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成26年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)

### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成26.4.1～ 27.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成26.4.1～ 27.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成27.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成25年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成26年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲戒処分	29 (7)	0 (0)	0 (0)	0	0	29 (7)
免職	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0	0	2 (2)
	27 (5)	0 (0)	0 (0)	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成二十七年九月二十五日

号外

別冊